

21 e-Govからの電子申請の方法

電子申請の利用方法



労働保険の電子申請手続は、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」から行うことができます。電子申請をするにあたっては、あらかじめ電子証明書の取得が必要です。

電子政府の総合窓口

ヘルプ お問合せ サイトマップ English

申請・届出 法令 パブリックコメント 文書管理 個人情報保護 予算・決算 行政手続・公表資料 組織 お知らせ

ホーム > 申請・届出 > e-Gov電子申請

e-Gov電子申請 e-Gov電子申請とは 初めて使う方へ **利用準備** 電子申請メニュー

パーソナライズ

パーソナライズログイン パーソナライズの開設

パーソナライズとは パーソナライズパスワードを忘れた方

運転状況

●e-Govを初めて使用される方は、「利用準備」ボタンをクリックして、各種環境設定を行ってください。

正常稼働中

停止予定 e-Gov 警察庁 経済産業省

電子申請マニュアル

操作マニュアル **手続個別マニュアル**

●労働保険の年度更新手続きにつきましては、電子申請マニュアル「手続個別マニュアル」にある「労働保険料申告書(年度更新申告)マニュアル」に手続きの詳細な手順を掲載しておりますので、ご参照ください。

電子政府の総合窓口

ヘルプ お問合せ サイトマップ English

ホーム > e-Govヘルプ > e-Gov電子申請システムご利用ガイド > 手続個別マニュアル

e-Gov電子申請システムご利用ガイド

●e-Gov電子申請とは
●e-Gov電子申請システムご利用の流れ
●e-Gov電子申請システム利用者登録
●e-Gov電子申請システム利用環境
●e-Gov電子申請システムのご注意
●e-Gov電子申請システムのご注意
●e-Gov電子申請システムのご注意
●e-Gov電子申請システムのご注意

手続個別マニュアル

府省特約による、e-Gov電子申請システムで申請・届出が可能な手続のマニュアルをご案内します。

●労働保険料申告書(年度更新申告)の電子申請(申請書)の取得
●労働保険料申告書(年度更新申告)の電子申請(申請書)の取得
●労働保険料申告書(年度更新申告)の電子申請(申請書)の取得

●労働保険料申告書(年度更新申告)の電子申請(申請書)の取得
●労働保険料申告書(年度更新申告)の電子申請(申請書)の取得
●労働保険料申告書(年度更新申告)の電子申請(申請書)の取得

●労働保険料申告書(年度更新申告)の電子申請(申請書)の取得
●労働保険料申告書(年度更新申告)の電子申請(申請書)の取得
●労働保険料申告書(年度更新申告)の電子申請(申請書)の取得

●労働保険料申告書(年度更新申告)の電子申請(申請書)の取得
●労働保険料申告書(年度更新申告)の電子申請(申請書)の取得
●労働保険料申告書(年度更新申告)の電子申請(申請書)の取得

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働保険年度更新
電子申請操作マニュアル

●マニュアルには申告書の書き方、アクセスコードの利用方法、電子納付等の手続きについて記載してありますので、ご参照のうえ、手続きをお進めください。

●e-Gov電子申請システムの操作方法等については「電子政府利用支援センター」(電話番号050-3786-2225(050ビジネスダイヤル)、受付時間:9時から19時まで(土日・祝祭日は17時まで))へお問い合わせください。

●一括有期事業総括表・一括有期事業報告書については、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html> または右のQRコード)にある年度更新申告書支援計算ツール(建設事業用)もしくは、紙で一括有期事業総括表・一括有期事業報告書を作成し、PDFにして、電子申請時に添付してください。

審査状況の確認

電子申請にて申請していただきました年度更新申告につきましては、以下の手順で審査状況をご確認いただけます。

●審査状況をご確認いただくにあたっては、「到達番号」と「問合せ番号」が必要になりますので、申請データを送信後に表示される番号をお控えください。

※「到達番号」「問合せ番号」を紛失された場合は、電子政府利用支援センターまでお問い合わせください。



●「電子申請システム」画面の「状況照会」をクリックしてください。



●「状況照会」画面が表示されましたら、「到達番号」「問合せ番号」欄にそれぞれの番号を入力し、「照会」ボタンをクリックしてください。



●「状況確認」画面が表示されましたら、「手続の経過(日時)」をご確認ください。審査状況をご確認いただけます。

●「状況照会」画面からは「納付情報一覧」ボタンをクリックすることにより、電子納付手続に進むことができます。

電子納付のご案内

労働保険料の納付手続については、電子納付をご利用いただけます。

●「状況確認」画面を表示してください。(画面の表示方法は前ページをご参照ください。)

●「状況確認」画面の「納付情報一覧」ボタンをクリックしてください。

項番	納付番号	収納番号	収納機関番号	手帳名	納付額	納付期	納付方法	電子納付	通知欄
1	0140010000000004	100100	00400	労働保険料年度更新申告/電子申請	2022.00円	2022.00円	納付済み	電子納付済	

●電子納付を行うにあたって必要な「収納機関番号」「納付番号」等が表示されます。

電子申請による年度更新申告手続を行うと、以下AからCの3通りの方法により、労働保険料を電子納付することができます。

- A 電子申請による年度更新申告手続後、e-Gov からインターネットバンキングにより電子納付を行う場合(上の図の場合)**
 申請データの送信後、「納付情報一覧」画面において「電子納付する」ボタンをクリックし、画面の案内に従って操作すると、インターネットバンキングを利用して電子納付を行うことが可能です。
 画面遷移先のインターネットバンキングに納付情報が送信されるため、電子納付を行う際に「収納機関番号」「納付番号」等の入力を省略できます。
- B 電子申請による年度更新申告手続後、インターネットバンキングにより電子納付を行う場合**
 申請データの送信後、各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングを利用して、電子納付を行うことが可能です。
 この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要になります。「納付情報一覧」画面をあらかじめ印刷しておく便利です。
- C 電子申請による年度更新申告手続後、ATMにより電子納付を行う場合**
 申請データの送信後、各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したATMを利用して、電子納付を行うことが可能です。
 この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要となります。「納付情報一覧」画面をあらかじめ印刷しておく便利です。

注意事項

- インターネットバンキングまたはATMを利用して電子納付を行う場合は、ご利用の金融機関がPay-easy(ペイジー)に対応していることが必要です。(対応金融機関はPay-easy(ペイジー)ホームページ <https://www.pay-easy.jp/where/> または右のQRコードを参照してください。)
- 労働保険料を電子納付した場合、厚生労働省から領収証書を発行することはありませんので、ご注意ください。
- 既に口座振替による納付手続をされている場合でも、電子申請手続を進めるうえで振込者の表示や納付に関するメールは通知されますのでご注意ください。



Pay-easy(ペイジー)とは、公共料金や税金また、その他様々な料金を全国の金融機関のインターネットバンキング、ATMなどから支払うことができるようになるMPN(マルチペイメントネットワーク)が提供するサービスです。
 詳しくはこちらまで
[\(https://www.pay-easy.jp/\)](https://www.pay-easy.jp/)

